

## 公益財団法人日本セーリング連盟定款(案)

### 第1章 総則

#### 第1条 (名称) 【新法により名称変更】

本法人は、公益財団法人日本セーリング連盟(以下「本連盟」という)と称する。なお、英文ではJapan Sailing Federation (略称JSAF)と称する。

#### 第2条 (事務所) 【利用していない事務所を削除】

本連盟は、主たる事務所を東京都渋谷区神南1丁目1番1号に置く。

- 2 本連盟は、必要に応じ、理事会の議決により、従たる事務所を設置することができる。

#### 第3条 (目的) 【「国民の心身の健全な発達に寄与」「海洋環境の保全」追加】

本連盟は、セーリングスポーツに関し、わが国を代表する機関として、すべての形態のセーリングスポーツを統轄し、併せてセーリングスポーツ技術の向上とセーリングスポーツを通じての国民の心身の健全な発達に寄与し、かつ、海事思想の健全なる発展及び普及と海洋環境の保全を図ることを目的とする。

#### 第4条 (事業) 【事業のくり方継続検討、新法により事業の実施区域を明示】

本連盟は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) セーリングスポーツの普及、指導、競技会等の開催、諸規則の管理、資格認定等に関する事業。
  - (2) セーリングスポーツに係る艇体、装備、施設等の管理、調査、指導、情報提供に関する事業。
  - (3) セーリングスポーツの競技力向上、及び国際競技会等への派遣等に関する事業。
  - (4) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業。
- 2 前項の事業については、日本国内及び海外において行うものとする。

#### 第5条 (その他の事業) 【将来の収益事業を想定し新設】

本連盟は、その事業の推進に資するため、次の事業を行う。

- (1) セーリングスポーツに関する物品及びソフトウェア等の開発及び販売並びにサービスの提供
- (2) その他前条1項各号に定める事業に関連する事業

### 第2章 資産及び会計

#### 第6条 (基本財産)

本連盟の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、本連盟の基本財産とする。

#### 第7条 (事業年度)

本連盟の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第8条 (事業計画及び収支予算) 【新法により評議員会決議を削除】

事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

#### 第9条 (事業報告及び決算) 【新法により変更】

事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の書類を含む、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告
  - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

#### 第10条 (公益目的取得財産残額の算定) 【新法により追加】

会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

### 第3章 評議員

#### 第11条 (評議員) 【定数について継続検討】

本連盟に評議員37名以上51名以内を置く。

#### 第12条 (評議員の選任及び解任) 【新法により追加、評議員選定委員会の設計要】

- 評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。
- 2 評議員選定委員会は、評議員1名、監事1名、事務局員1名、次事項の定めに基づいて選任された外部委員2名の合計5名で構成する。
  - 3 評議員選定委員会の外部委員は、セーリングスポーツの知識と理解を有する者であって、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。
    - (1) 本連盟又は関連団体(主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。)の業務を執行する者又は使用人
    - (2) 過去に全号に規定する者となったことがある者
    - (3) 第1号又は第2号に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人(過去に使用人となった者も含む。)
  - 4 評議員選定委員会に提出する評議員候補者は、セーリングスポーツの知識と理解を有する者から理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
  - 5 評議員選定委員会に評議員候補者を推薦する場合には、次に掲げる事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
    - (1) 当該候補者の経歴
    - (2) 当該候補者を候補者とした理由
    - (3) 当該候補者と本連盟及び役員等(理事、監事及び評議員)との関係
    - (4) 当該候補者の兼職状況
  - 6 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。
  - 7 評議員選定委員会は、前条で定める評議員の定数を欠くこととなるときに備えて、補欠の評議員を選任することができる。
  - 8 前項の場合には、評議員選定委員会は、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
    - (1) 当該候補者が補欠の評議員である旨
    - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の評議員の補欠の評議員として選任するときは、その旨及び当該特定の評議員の氏名
  - 9 第7項の補欠の評議員の選任に係る決議は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで、その効力を有する。

#### 第13条（任期）【新法により明記】

- 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了時までとする。
  - 3 第11条に定める評議員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された者が就任するまで、なお、評議員としての権利義務を有する。

#### 第14条（評議員に対する報酬）【新法により明記】

評議員の報酬は、無報酬とする。

### 第4章 評議員会

#### 第15条（構成）

評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### 第16条（権限）【新法により明記、評議員会の予算承認は不要】

評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

#### 第17条（召集）【開催頻度検討要、新法では年1回で可】

本連盟の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会とする。定時評議員会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時評議員会は、必要に応じて開催する。

#### 第18条（招集等）【新法により明記。評議員1/3条項は不可】

- 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
  - 3 評議員会の議長は、互選により選任する。

#### 第19条（決議）【新法により変更、追加】

- 評議員会の決議は、評議員(決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。)の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、現評議員数(決議について特別の利害関係を有する評議員を除く。)の3分の2以上に当る多数をもって行う。
    - (1) 監事の解任
    - (2) 定款の変更
    - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
    - (4) その他法令で定められた事項
  - 3 理事又は監事を選任する議案を決議する場合には、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回るときは、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。なお、同一得票者の人数が定数を上回るときは、同一得票者の抽選によって決する。

## 第20条（議事録）【新法により明記】

評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した議事録署名人として指名された評議員並びに会長がこれに記名押印するものとする。

## 第5章 役員

### 第21条（役員）【新法により変更、代表理事、業務執行理事の明記、理事定数の継続検討】 【移行認定申請に当たって、役員の数を変更することは可能】 【副会長職を、業務執行理事（理事会への報告義務あり）としないことも可能】

本連盟に、次の役員を置く。

- (1) 理事 23名以上27名以内
  - (2) 監事 1名以上3名以内
  - (3) 理事のうち1名を会長とする。また、会長を除き5名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とすることができる。
  - (4) 理事 23名以上27名以内  
(なお、任期満了前に退任した理事に代わる補欠理事の選任を妨げない。その任期等は、第13条第2項の例による。)
  - (5) 監事 1名以上3名以内
- 2 前項(3)の会長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事を業務執行理事とする。

### 第22条（役員を選任）【新法により変更、評議員会推薦不要、寄付税制上定款明記要事項追加】

理事及び監事は、評議員会の決議において選任する。

- 2 会長及び副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議により、理事の中から選任する。
- 3 本連盟の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係があるものの合計数が、理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 本連盟の監事には、本連盟の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び本連盟の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

### 第23条（理事の職務及び権限）【新法により変更】

理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長、副会長、専務理事並びに常務理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

### 第24条（監事の職務及び権限）【新法により変更】

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本連盟の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

### 第25条（役員任期）【新法により任期変更】

理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

### 第26条（役員解任）【新法により変更】

理事及び監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

第27条（報酬等）【**常勤理事、監事報酬の支給可能化を想定し、但し書き追加**】

理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

第28条（名誉総裁、名誉会長、顧問及び参与）【**名誉総裁の任務要検討、「象徴」明記の方向か**】

本連盟に、名誉総裁1名、名誉会長1名、顧問4名以内及び参与5名以内を置くことができる。

- 2 名誉総裁は、本連盟の象徴としての地位にある者として、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長は、会長の業務につき、諮問に答える者として、理事会の承認を得て、会長経験者（前身の財団法人日本セーリング連盟を含む）の中から会長が委嘱する。
- 4 顧問は、理事会の承認を得て、本連盟役員経験者又は学識経験者から会長が委嘱し、理事会の活動を補佐する。
- 5 参与は、理事会の承認を得て、学識経験者の中から会長が委嘱し、連盟の活動につき意見具申し、補佐する。
- 6 名誉総裁、名誉会長、顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 7 名誉総裁、名誉会長、顧問及び参与には、第25条乃至第27条本文の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは「名誉会長、顧問及び参与」と読み替えるものとする。

## 第6章 理事会

第29条（構成）

理事会は、すべての理事をもって構成する。

第30条（機能）【**新法により変更**】

理事会は、この定款に別に定めるもののほか、本連盟の業務執行の決定、理事の職務執行の監督、代表理事及び業務執行理事の選定及び解職に関する事項を決議し、執行する。

第31条（種別及び開催）【**新法により開催回数、理事開催要請手続き変更**】

本連盟の理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、事業年度内において3ヶ月に1回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要を認めるとき
  - (2) 理事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求されたとき

第32条（招集）

理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が理事会を招集する。
- 3 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項その他必要事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定めた方法により通知することができる。
- 5 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意あるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第33条（議長）【**新法により変更。議長代行者明示**】

理事会の議長は、会長がこれに当る。

- 2 会長に事故あるとき、または欠けたときは、会長があらかじめ指名した業務執行理事が議長を務める。

#### 第34条（定足数等）【新法により定足数変更】

理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事現在数の過半数の者が出席がなければ開会し、議決することができない。

#### 第35条（議決）【新法により議長表決変更】

理事会の決議は、法令ならびに定款に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は理事として表決に加わることはできない。

#### 第36条（書面表決）【新法により追加、全員同意が必要】

前条の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

#### 第37条（議事録）【新法により記名押印者変更】

理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長、専務理事、常務理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

### 第7章 専門委員会

#### 第38条（専門委員会）

会長は、本連盟の事業の円滑な運営を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

### 第8章 加盟団体等 【新法人移行に合わせ定款上明記】

#### 第39条（加盟団体等）

本連盟は、本連盟の設立目的に賛同し、本連盟の業務遂行に協力する団体を、加盟団体並びに特別加盟団体として、提携組織する。

- 2 都道府県を代表するセーリングスポーツ団体及び外洋帆走艇を統轄する団体は、本連盟の加盟団体となることができる。
- 3 前項の団体以外のセーリングスポーツ及び関連する団体は、特別加盟団体となることができる。
- 4 前各号に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

#### 第40条（会員等）

**【定款上は、この程度の表現で可。会員の「公開性」は、内規等による規定で可。】**  
本連盟の目的に賛同し、本連盟の加盟団体若しくは特別加盟団体を通じ、のりいは

直接本連盟に加盟登録し、所定の登録料を納める個人を、本連盟の会員とすること

- 2 本連盟の目的に賛同し、本連盟の財政維持の為所定の賛助会費を納める者は、賛助会員となることができる。
- 3 前各号に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

### 第9章 最高審判委員会

#### 第41条（最高審判委員会）

本連盟は、セーリングスポーツに関しわが国を代表する機関としてセーリング競技規則の厳正な施行と、審判の権威を確立するため、最高審判委員会を設ける。

- 2 最高審判委員会の委員は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- 3 最高審判委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第10章 定款の変更及び解散

### 第42条（定款の変更）【新法により定款変更方式を変更】

この定款は、第19条2項に基づく評議員会の決議によって変更することができる。

### 第43条（解散）【新法により変更】

本連盟は、基本財産の滅失による本連盟目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### 第44条（公益認定の取消し等に伴う贈与）【新法により追加】

本連盟が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1か月以内に、類似の目的をもつ公益財団法人に贈与するものとする。

### 第45条（残余財産の帰属）【新法により変更】

本連盟が清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議を経て、類似の目的をもつ公益財団法人に帰属する。

## 第11章 公告の方法【新法により追加】

### 第46条（公告の方法）

本連盟の公告方法は、電子公告とする。

## 第12章 事務局【新法により変更、簡素化】

### 第47条（事務局）

本連盟の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て別に定める。

## 第13章 雑則

### 第48条（委任）

この定款に定めるもののほか、本連盟の運営に必要な細目事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 附則【新法により追加、変更。移行手順を明記】

- 1 この定款は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第7条の規定にかかわらず、設立の登記の日を第1期事業年度の開始日とする。
- 3 本連盟の最初の会長は、〇〇〇〇とする。

別表1 基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）  
（第6条関係）

財産種別	場所・物量等	
信託預金	三菱UFJ信託銀行	3000000円
	みずほ信託銀行	2000000円
定期貯金	定期郵便貯金	5000000円